

第10号様式の2（第90条関係）

物品不用・廃棄決定書									
次の物品の不用・廃棄（解体）を決定します。									
課長	課長補佐等	物品管理主任	担当				起案 決裁	第 年 月 日	号 日 日
不用決定し、廃棄又は解体をしようとする理由									
品名	備品管理番号	規格	単位	金額	購入年月日	処分の方法			
				円					
処分年月日	・ ・	処分執行者 職・氏名		払出入力年月日	・ ・				
備考									

備考 この様式は、普通物品（備品）を不用決定し、廃棄又は解体をする場合についての様式とする。

第10号様式の3（第90条関係）

物品廃棄決定書									
次の物品の廃棄（解体）を決定します。									
		物品管理主任	担当				起案 決裁	第 年 月 日	号 日 日
廃棄又は解体をしようとする理由									
品名	備品管理番号	規格	単位	金額	購入年月日	処分の方法			
				円					
処分年月日	・ ・	処分執行者 職・氏名							
備考									

第11号様式（第99条関係）

重要物品台帳（自動車）

台帳番号

登録年月日	年 月 日	記号	番号	分類	車台番号	台帳番号
主管課名	出先機関名				走行実績	
車名	最大積載量	kg		年 月 日	km	年 月 日
車両総重量	燃料の種類	kg		年 月 日	km	年 月 日
オートマチック車の有無	有 ・ 無	価格	円	年 月 日		年 月 日
大きさ	購入先			年 月 日		年 月 日
総排気量	乗車定員	cc	人	年 月 日		年 月 日
気筒数	パワーステアリングの有無	気筒	有 ・ 無	自動車検査の有効期間が満了する日	自賠責保険	証明書番号
備考				保険期間		会社名
不用決定年月日	不用事由		添付			
・ ・ ・			有 ・ 無			

備考 1 1台ごとに別紙とする。
 2 「走行実績」欄は、毎年5月末及び11月末現在の走行キロメートル数を記入する。
 3 「備考」欄は、所属替え、処分等について記入する。
 4 「添付」欄は、関係書類の添付の有無について該当するものを○で囲む。

第11号様式の2（第99条関係）

重要物品台帳（船舶）

台帳番号

主管課名	船籍港	船名	個数	名称	個数	名称	個数
出先機関名							
種目	長さ	m	種類	主要設備及び属具			
用途	幅	m	型式	沿革			
登録年月日	深さ	m	定格出力	備考			
登録番号	航行区域		船体				
信号符号	最大搭載人員	人	主機				
船体材料	進水年月	年 月	取得態様				
速力	完成年月	年 月	取得先				
異動年月日	増減事由	増 減	現在				
年月日	トン数	価格	トン数	価格	トン数	価格	
・ ・ ・	t	円	t	円	t	円	
・ ・ ・							
・ ・ ・							
・ ・ ・							
・ ・ ・							
・ ・ ・							
・ ・ ・							
不用決定年月日	不用事由		添付	有 ・ 無			
・ ・ ・			有 ・ 無				

備考 1 1隻ごとに別紙とする。
 2 「航行区域」欄は、平水、沿海、近海又は遠洋の別を記入する。
 3 「備考」欄は、所属替え、処分等について記入する。
 4 「添付」欄は、関係書類の添付の有無について該当するものを○で囲む。

第11号様式の3（第99条関係）

重要物品台帳（美術工芸品）

台帳番号

主管課名	出先機関名	作品名	
作者	資料区分	規格	
材質	購入先	異動年月日	年 月 日
価格	円 制作年	添付	有 ・ 無
備考			
不用決定年月日	年 月 日	不用事由	

- 備考 1 1個又は1組ごとに別紙とする。
 2 「添付」欄は、関係書類の添付の有無について該当するものを○で囲む。
 3 「備考」欄は、所属替え、処分等について記入する。

第11号様式の4（第99条関係）

重要物品台帳（機械器具）

台帳番号

主管課名	出先機関名	品名	
種目	製造者	規格容量等	
購入年月日	年 月 日 価格	円 購入先	
製造番号	設置場所	附属品	
添付	有 ・ 無		
備考			
不用決定年月日	年 月 日	不用事由	

- 備考 1 1個又は1組ごとに別紙とする。ただし、型式、規格、容量等が同一のものを同時に取得したときは、一括して記入しても差し支えない。
 2 価格には、附属品の価格を合算する。
 3 附属品の減については、1本線で見え消しする。
 4 「添付」欄は、関係書類の添付の有無について該当するものを○で囲む。
 5 「備考」欄は、所属替え、処分等について記入する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第672号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和6年11月12日

高知県知事 濱田 省司

1 男子及び女子（令和7年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、令和6年11月20日（水））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場等
筆記試験 適性検査	令和6年11月23日 （土）から同月25日（月）までの間のいずれか1日 （筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。）	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和6年12月1日 （日）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第673号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月12日

高知県知事 濱田 省司

1 指定に係る保安林の所在場所

幡多郡黒潮町馬荷字名本山4485

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字名本山4485（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）